

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるところができる。	（新設）

二 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）

<p>改正案</p>	<p>第二百八条（略） 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第五百七条ノ規定ハ過料ノ裁判ノ執行ニ付キ之ヲ準用ス</p>
<p>現行</p>	<p>第二百八条（略） （新設）</p>

三 民事訴訟法（平成八年法律第九号）

改正案	現行
<p>（過料の裁判の執行） 第百八十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。</p> <p>（勾引） 第百九十四条（略）</p> <p>2 刑事訴訟法中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。</p>	<p>（過料の裁判の執行） 第百八十九条（略）</p> <p>2 （略） （新設）</p> <p>（勾引） 第百九十四条（略）</p> <p>2 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。</p>